

高槻市環境・温暖化対策審議会（令和5年度第2回） 主なご意見と対応

- ・上記審議会（令和5年8月 18 日（金））において、さまざまなお意見をいただきましたことから、主なものについてその要旨を整理するとともに、本市の考え方について改めて整理しています。
- ・お手数をおかけしますが、内容のご確認をお願いします。

番号	項目	内 容	本市の対応・考え方
1	景観について	<ul style="list-style-type: none"> ・景観への影響については、個人の価値観の差があることから、条例制定の目的の対象外としてもよいのではないかと。 ・周辺住民が太陽光発電事業者を訴える一つの要因として景観があり、課題認識として有しておくべきではないかと。 	<p>太陽光発電施設の設置に係る課題認識について、様々な事例に基づいて整理すると、自然環境・生活環境・景観の悪化・土砂災害・住民トラブルの5つに類型化することができます。</p> <p>本市においては、これら5つのいずれについても重要な課題と認識していることから、景観についても条例の範疇とする考えです。</p>
2	推進・促進について	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電施設は設置が推進されている施設であるが、本条例では規制だけを掲げているように捉えられてしまう。推進についても、本条例（目的や基本理念）で明記すべき。 ・地域トラブルの抑制と脱炭素の両立のためにも、ポジティブゾーンを含めたゾーニングを整理する必要がある。 ・市として、建築物の屋根等への設置については、規制対象に含めず、積極的に促進していることがわかるように表現した方がよい。 ・規制に主眼に置くと、再生可能エネルギーの普及に対して、市が消極的である印象を与えてしまうのではないかと。 	<p>本条例は、太陽光発電施設の設置に係る諸問題に対応するために制定することから、推進に資する内容を含めることは誤解を招きかねないと考えています。</p> <p>そのため、推進に資する事項については、温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）に基づき策定した「たかつき地球温暖化対策アクションプラン」に示すことをはじめ、推進に係る予算計上などを通じて、取り組んでいきます。</p> <p>また、本条例周知の際には、規制だけでなく推進に対する本市の考えについても、市民・事業者等にご理解いただけるよう、丁寧な説明に努めてまいります。</p>

		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府が示している太陽光発電施設に関する条例のひな型においては、その市町村の考え方を踏まえ、推進の要素を含む場合と、含まない場合の2案を例示している。 ・条例本文に促進等を明記せずに、パブリックコメントを行う際等に、促進に対する市の考えを説明する方法もある。 	
3	責務について	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者や土地所有者だけでなく、市の責務についても記載すべきではないか。 	<p>この度の審議会の資料としては割愛しましたが、市の責務としては、基本理念にのっとり、本条例の適正・円滑な運用が図られるよう必要な措置を実施することを定める考えです。</p>
4	届出制と許可制について	<ul style="list-style-type: none"> ・厳しい条例をめざすなら、届出制ではなく、許可制にしたほうが良いのではないか。 ・届出制という選択肢もあり、この場合は行政指導で適切な施設設置を促していくことになる。 ・許可制であれば、立入検査などで条例違反を確認した際に、許可の取り消しができる。設置時だけでなく、設置後についても指導ができる許可制の方が良いのではないか。 	<p>”許可制”とは、ある行為を一般的に禁止したうえで、申請に基づき一定の要件に合致するものについて、禁止を個別具体的に解除する行為とされています。</p> <p>太陽光発電施設については、国としてその設置を推進していることから、本市においては許可制(=設置を禁止して、個別に許可)にはなじまないと判断し、届出制として運用しようとするものです。なお、届出に先立ち、行政との事前協議、地域への説明、施設基準の遵守を求めることで、適正な施設設置を促していく考えとしています。</p>
5	特定の要件について	<ul style="list-style-type: none"> ・特定の要件に合致しない事業は、届出が不要となるが、環境への影響等の懸念はないのか。建築物の上や、500㎡未満の事業も対象とする必要はないのか。小規模事業であっても生態系や景観に影響を与える要素はあり、500㎡未満でも保全すべきところはあるはず。そのようなところを規制できるようにすべきではないか。 ・建物の屋上に設置する場合であっても、住民トラ 	<p>特定の要件の設定については、問題が発生した場合の影響の程度、事業者の負担、本市の開発手続条例では500㎡以上を対象にしていることなどを総合的に判断し、小規模施設や建築物に設置する施設などについては届出の手続きなどを求めないものとしたものです。</p>

		ブルの原因となる可能性があり、野立て施設と同様の手続までは必要ではないが、住民へ事前に情報提供するなど、トラブルが減るような対応を事業者へ求めてもよいのではないか。	
6	禁止区域について	・”明らかに危険なエリア”に対しては、禁止区域を設定した方がよいのではないか。	<p>一般的に様々な開発行為等を行う場合には、土砂災害防止法（土砂災害警戒区域）や砂防法（砂防指定地）などの既存法令により、既に”明らかに危険なエリア”が指定されています。</p> <p>これらの既存法令によって危険性があるとして指定された区域において、太陽光発電施設等を新たに設置しようとする場合は、設置に係る基準等を満足するなどして既存法令に基づく許可を得ることで、設置することが可能となっています。</p> <p>そのため、既存法令によって危険性があるとして指定された区域において、太陽光発電施設の設置のみを特に禁じることは困難であると判断し、本条例においては禁止区域を設定しないこととします。</p>
7	住民同意の扱いについて	・条例案において近隣関係者の了承の義務付けが示されているが、住民同意を義務付けることは違法であるとの判例がある。このたび制定しようとしている条例においては、大丈夫なのか。	<p>本市としては、太陽光発電施設の設置に際して、地域住民の理解を得ることは極めて重要であると認識していることから、協定書の締結を義務付ける考えです。</p> <p>ここで、本条例は強制力のある許可制ではなく、事業者に対して適正な施設設置を誘導していく届出制とするものであり、このような条例の性質からして「協定書の締結」の条項が事業者等に対する強い制約とはならないことから、本条項が違法になることはないと考えています（法務部局と調整済）。</p> <p>なお、協定書の締結に努めたものの、住民が意図的に面会を拒絶する等、正当な理由があると認められる場合は、協定書がないことも可とする条項を記載する考えです。</p>

8	住民同意の対象について	<p>・住民同意を義務付ける場合、その対象は、どうするのか。地域への説明会の対象範囲とは区別した方が良いのではないか。廃棄物関係施設の場合は、住民同意の範囲は限定的であるが、説明会など住民とのコミュニケーションは広い範囲を対象としている。</p>	<p>地域への説明会の対象としては、周辺の居住者や土地・建物の所有者・賃借者、自治会・連合自治会、水利組合など幅広い範囲を想定し、事業者には地域に対して丁寧に説明し理解を得られるようにコミュニケーションすることを、本条例では促しています。</p> <p>このような丁寧な説明と理解を求めるプロセスを経ることも踏まえ、協定書締結の対象範囲については自治会及び連合自治会に絞り込むことを想定しています。</p>
9	維持管理等について	<p>・設置だけでなく、設置後の維持管理や廃止についても規定した方が良いのではないか。</p>	<p>本条例では、全国的にも大きな問題となっている、太陽光発電施設の設置に伴う問題に対応するため、設置時の手続き等を定めることとしたものです。</p> <p>なお、将来的に市内において維持管理や廃棄に係る問題の兆しが顕著になった際には、条例の見直しなどを検討する必要があると考えています。</p>